



高須賀会計事務所
公認会計士・税理士 高須賀章隆

経理担当者向け:消費税VOL1 原則処理VS容認処理 税込経理の場合

本サイトでは、現役の公認会計士・税理士が会社設立・独立起業を目指す方に有用な情報を提供しております。

本日の 内容

1. 納税資金が確保出来ないと...
2. 原則処理と容認処理
3. 原則処理と容認処理の選択
4. 還付の場合

1. 納税資金が確保出来ないと...

【納税資金確保】

売上高の金額の内、10%は消費税として預かっている
確定申告の時期には納付が必要
納税資金を準備しておく必要がある

【ペナルティ】

期限通り納付できない・・・延滞税が発生
確定申告書を期限までに提出しない・・・無申告加算税が発生
無申告加算税は本税の15%or20%

納税資金がなくても確定申告だけは済ませましょう！

2. 原則処理と容認処理

【税込経理の場合における損金算入タイミング】

原則：申告書の提出日の属する事業年度（*納付日ではない）

（借）租税公課／（貸）現金

容認：確定決算の事業年度

（借）租税公課／（貸）未払消費税

（消費税法等の施行に伴う法人税の取り扱いについて七参照）

3. 原則処理と容認処理の選択

【原則と容認の選択】

継続適用要件はない

赤字であれば⇒原則を選択する

黒字であれば⇒容認を選択する

【納税資金が確保できない場合】

原則を選択し未払消費税を計上する

(借)租税公課／(貸)未払消費税



4. 還付の場合

【税込経理の場合における益金算入タイミング】

原則：申告書の提出日の属する事業年度（*納付日ではない）

（借）現金／（貸）雑収入

容認：確定決算の事業年度

（借）未収還付消費税／（貸）雑収入



ありがとうございました。

会社設立・独立起業・税金対策等

何かお困りのことがございましたら

高須賀会計事務所まで

お気軽にお問い合わせください。

06-6940-4360

